

「高知県営業時間短縮要請協力金」に関する よくあるお問い合わせ（申請書類について）

R2. 12. 22 時点

Q1 インターネットを見ることができないので、ホームページを確認できない。申請書類は郵送してくれるのか。

申請書類の郵送は行っておりませんが、県内の下記の場所で入手することができます。

○高知県庁本庁舎1階ロビー内

○県の合同庁舎及び県税事務所

○県内の市町村役場の所定窓口

※県の合同庁舎、県税事務所及び各市町村役場は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

Q2 確定申告書の写しを提出とあるが、法人の場合は何を提出すればよいか。

税務署に対して決算書を申告する際に添付する法人税申告書（税務署の受付印が押印されているもの）を提出して下さい。電子申告（e-Tax）の場合は、申告したデータと受信通知のデータの2点を提出して下さい。

Q3 飲食店を営んでいるが、営業許可証がない。代替りの書類として何を提出すれば良いか。

飲食を提供する施設につきましては、飲食店営業許可が必須であり、取得又は更新されていない店舗は、対象になりません。

Q4 営業許可証の名義が事業主ではなく、従業員の名義の場合はどうか。

申請は事業主の名義で提出いただき、従業員名義の営業許可証を添付して下さい。その場合、営業許可証の名義となっている従業員と事業主の雇用関係が分かる書類を提出して下さい。

Q5 店頭チラシ（張り紙）には、どういうことを書けば良いか、具体例を示してほしい。

営業時間の短縮をしていることを第三者がみて明らかにわかるもの（張り紙）の例

【お知らせ】
12/16 ~ 12/30は、
午後8時から休業させていただきます
す
〇〇店 店主

【お知らせ】
12/16 ~ 12/30は、
休業させていただきます
〇〇店 店主

Q6 協力金の振込先金融機関はどこでも良いか。

国内の金融機関であれば、基本的にはお振り込みが可能です。ご不安な点がありましたら、お問い合わせください。

Q7 振込先口座がわかる通帳等の写しは、表だけで良いか。

少なくとも銀行名、支店名、口座番号、預金種類(普通・当座)、口座名義がわかる部分の写しを提出ください。(表紙をめくって1枚目にある場合が多いと思いますが、ご確認ください。)

Q8 申請は先着順か。

先着順ではございません。対象事業者の方で、受付期間中に申請いただき、審査の結果、適正と認められた場合に支給いたします。

Q9 協力金は最短でいつ頃、支給されるか。

基本的には1月からの支給となりますが、12月末から支給がスタートできるように準備しています。

Q10 写真が印刷できない。休業等を告知するチラシの原本でもかまわないか。

チラシの原本だけのご提出では告知の状況がわかりません。店頭でチラシや手書きのお知らせなどを貼ってある状態の写真を撮影し、プリンターからの出力や、写真店又はコンビニエンスストア等で印刷いただいたものを、ご提出してください。

Q11 店舗名がわかるものを店舗の外に掲示していない。どのような写真を提出すればよいか。

外観の写真に加えて、内観など店舗名が記載されている部分を、それぞれ撮影いただき、提出してください。テナントビル等で外観と店舗名が1枚の写真に収まらない場合も、写真を2枚に分けていただいてもかまいません。

Q12 申請書と本人確認書類の住所等が異なる場合は、どうすればよいか。

異なる場合は、申立書（任意）を添付してください。

申立書には、住所等が異なる理由及び氏名を記載いただき、押印をお願いします。

Q13 複数店舗を経営しており、時間短縮要請に応じた店舗毎に振込をお願いしたいが、どの様にすればよいか。

支給対象となる店舗が複数ある場合でも、協力金の振込先は1つとなります。